

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年10月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人三和区振興会
- 3 代表者の氏名
服部 誠治郎
- 4 主たる事務所の所在地
上越市三和区井ノ口444番地 三和コミュニティプラザ内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域の住民や諸団体及び行政との協働により「元気な地域づくり」を進め、官民一体となった新しい「住民サービス」を創出することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 学術・文化・芸術又はスポーツ振興を図る活動
 - (3) 地域安全活動
 - (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (5) 社会教育の推進を図る活動
 - (6) 子どもの健全育成を図る活動
 - (7) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言を行う活動